

平成18年6月7日

株主各位

東京都港区東新橋一丁目5番2号
全日本空輸株式会社
代表取締役社長 山元峯生

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権行使することができるので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成18年6月27日（火曜日）までにご返送いただくか、2ページのご案内に従って電磁的方法により、平成18年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時

2. 開催場所 東京都港区赤坂一丁目12番33号

東京全日空ホテル宴会場「プロミネンス」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第56期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役15名選任の件

~~~~~  
◎当社ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます  
ようお願い申し上げます。

#### 4. 電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について

- (1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
- 【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>  
※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。  
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
- 
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成18年6月27日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### 5. 議決権の代理行使に関するお知らせ

代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

#### 6. 株主様へのお知らせ方法

本招集ご通知添付書類及び参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.ana.co.jp/ir/>)において、掲載することによりお知らせいたします。

以上

(添付書類)

第56期 営業報告書

(自 平成17年4月1日)  
(至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果ならびに企業集団が対処すべき課題

当期のわが国経済は、企業収益の改善やそれに伴う設備投資の増加が着実に進み、雇用情勢にも改善に広がりが見られ、個人消費についても緩やかに増加を続けるなど、国内民間需要に支えられた景気回復がより明確となりつつあります。一方で原油価格の高騰は継続しており、依然として内外経済に与える影響等、不透明感を払拭できない状況のまま推移しました。

わが国航空需要は、景気回復がより鮮明となり全般的に堅調に推移いたしました。また、2月16日の神戸空港開港、3月16日の新北九州空港開港と新空港の開業が相次ぎました。

当社グループにおきましても、国内線旅客に関しては、サービス面の充実・拡大に努めてきたことが奏功し、ビジネスを中心とした個人需要を着実に搭乗に結び付けることができ、旅行需要につきましても「愛・地球博」による需要増等もあり、堅調に推移しました。一方、国際線旅客に関しては、中国にて発生した反日デモや英国における同時多発テロ等の影響もあり、当該方面への観光需要は低迷ましたが、ビジネス需要は当期を通じて堅調に推移しました。貨物・郵便に関しては、特に下期において堅調な需要となり、貨物専用機の増機等もあり增收となりました。

こうした状況のもと、いかなる経営環境下におきましても安定的な利益を確保することができる収益構造を構築すべく、平成15年度から平成17年度までの3年間にわたる抜本的なコスト構造の改革を断行し、最終年度においてグループ全体で合計300億円程度の費用削減を目指す「コスト構造改革」を全社一丸となって強力に推進した結果、最終年度を待たずに平成16年度において1年前倒しで300億円の費用削減目標を達成いたしました。また、需給適合を推進し、運航コストの削減を引き続き徹底して燃油費高騰の影響を最小限にとどめる努力を進めた他、

燃油特別付加運賃の導入などを実施いたしました。

これらにより、営業収入が1兆3,687億円に対し、「変動リスクに強い企業体质」への転換を加速度的に進めており、原油価格高騰の環境下においても、営業利益は888億円を確保し、経常利益の667億円とともに増益となりました。また、関係会社株式売却等による特別利益を233億円計上する一方で、主に連結子法人等における減損損失204億円をはじめ、福利厚生施設等の処理を進めたことに伴う除売却損などによる特別損失376億円を計上したことなどから当期純利益につきましては267億円となりました。

今後の経済見通しにつきましては、国内景気の回復に伴い、引き続き企業収益や雇用情勢の改善が進み、所得環境も回復傾向が継続すると予想されることから、個人消費についても増加していくものと思われます。しかしながら、不安定な世界情勢や世界的な燃油消費量の拡大に伴う原油需給の逼迫等から、原油価格は今後も高騰が懸念され、内外経済に与える影響を引き続き注視する必要があります。

このような厳しい経営環境においても、当社グループでは「グループ安全理念」に基づき『安全は経営の基盤であり社会への責務である』という認識のもと、これからも安全運航の堅持と危機管理体制の強化に努めています。その上で、引き続き、コスト競争力強化に向けた諸施策を実行することによって、安定的な収益基盤を構築してまいります。さらに、「ANAグループ 2006～2009年度中期経営戦略」では安定的収益基盤を維持するにとどまらず、2009年に向けて新たな利益成長を実現させ、「グループ経営ビジョン」で掲げる「航空事業を中心としてアジアを代表する企業グループを目指す」という目標達成に向けて取り組んでまいります。また、旅行、ホテル、その他の事業においても懸命な営業努力による增收と、継続的な費用削減効果により、さらなる収益の向上を目指してまいります。

国内線旅客事業につきましては、羽田空港の発着枠を最大限に活用しネットワークを強化するとともに、スカイネットアジア航空とのコードシェアを本年4月1日より開始するなど、新規航空会社との連携強化により競争力の強化に努めます。また、3月より当社カウンターや旅行会社での「スマートeチケット」を順次拡大している他、空港アクセスを担う国内の鉄道・バス各社との連携をさら

に拡大・進化させるなど、お客様の利便性向上を図ることにより国内線の基本コンセプトである「簡単・便利」の具現化を図ってまいります。サービス面においては、一昨年の導入以来大変ご好評をいただいております「スーパーシートプレミアム」をさらに増強、国内線一般席の新シートも順次設置機材を増機し、より多くのお客様に高品質なANAならではのサービスを提供することで他社との差別化を進めてまいります。

国際線旅客事業につきましては、新プロダクト「New Style, C L U B ANA」を本年4月から成田ーサンフランシスコ線に、7月から成田ーワシントンD.C.線に相次いで投入、全ての欧米路線が競争力のある新プロダクト仕様機での就航となる予定です。一方中国路線につきましては、路線の需給適合による収益性の向上に資するため、ボーイング737-700型機に加え、国際線専用仕様のエアバスA320-200型機を投入してまいります。本年6月の成田空港第1ターミナルへの移転により、スターアライアンスマンバー各社が「ひとつ屋根の下」に集結し、利便性が飛躍的に高まることとなります。今後成田における増枠の機会を大きなビジネスチャンスととらえ、アライアンスパートナーとの連携の強化により強固な国際線ネットワークの構築を目指してまいります。

貨物郵便事業につきましては、日本郵政公社等との提携により新会社「株AN A&JPエクスプレス」を設立し、本年8月より運航を開始する予定です。また本年10月にはボーイング767型貨物専用機の4号機導入を機に「名古屋ーアンカレッジーシカゴ」線を開設、急成長を遂げるアジア～北米間の物流マーケットへ積極的に参入を図ってまいります。一方、運航開始より3年目を迎えた国内線深夜貨物便につきましても、貨物専用機を活用し深夜航空貨物物流の定着とさらなる増収を目指してまいります。

これらの事業展開を支えるため、今年度の機材計画では過去最大の20機の導入を予定しております。国際線事業を担うボーイング777-300ER型機、内際兼用の小型主力機材として今後活躍が期待されるボーイング737-700型機等を積極導入する一方、エアバスA321-100型機の退役を順次進め、機材の統合によるコスト構造改革（フリート戦略）についても着実に進めてまいります。

旅行事業につきましては、ANAセールス㈱のもとで旅行商品の企画力の向上

を図り、他社との差別化を進めるとともに、当社営業部門と営業活動の一体化を図り、販売力の強化と業務の効率化を一層推進いたします。

ホテル事業につきましては、引き続き収支の改善を図るとともに「ANA HOTELS」に加盟する各ホテルのチェーンとしての基盤の強化を図り、収益安定と向上に向けた施策を推進いたします。

商社事業につきましては、各事業の収益性をさらに高めるべく効率的な事業運営および顧客に対してのサービス向上を推進し、グループ外取引による収益の拡大ができるよう競争力の強化を図ります。ビルメンテナンス事業ではスカイビルサービス㈱を中心に、高品質な業務の提供および効率的な運営を行い、さらなる競争力の強化に努め、グループ外からの顧客の獲得および事業の拡大により利益の拡大を目指してまいります。

これらにより、厳しい経営環境においても安定的な収益を維持できる企業基盤の構築に引き続き取り組んでまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

以下、当期における事業区分別の概況をお知らせいたします。

## ◎航空運送事業

### ○ 国 内 線

#### <旅 客>

国内線旅客につきましては、景気回復に伴うビジネスを中心とした個人需要に支えられ、当期を通じて堅調に推移し、前年同期を上回る旅客数を確保しました。

国内線一般席への新シート導入や「スーパーシートプレミアム」の拡充、地上交通機関との連携による総合輸送戦略の推進、「簡単・便利」をキーワードにスタートさせた「スマートeサービス」のさらなる利便性向上、「ANAマイレージクラブ」の付加価値向上など、諸施策によるサービス面の充実・拡大に努めてきたことが奏功し、旺盛な個人需要を着実に搭乗に結び付けることができました。一方、「愛・地球博」をはじめとする旅行需要に対しても旅行商品の造成や割引運賃の設定など積極的な対応を図りました。

路線ネットワークにつきましては、基本的な構成を維持しながらも、より収益

性の高い路線へ便数・機材等を投入しました。さらに、2月16日の神戸空港開港と同時に神戸ー羽田・札幌・沖縄・仙台・新潟・鹿児島の6路線を開設し、既存の大坂国際空港（伊丹空港）、関西国際空港とあわせて関西圏からの路線を拡充しました。

一方、需給適合を一層推進させるとともに、「競合他社を凌ぐコスト競争力の確保」と「小型機事業領域の戦略的な事業運営効率化の実現」を目的に設立した「エアーネクスト㈱」による運航を6月に開始するなど当社グループ全体としての運航体制の効率化を進めてきました。機材につきましてもボーイング747SR-100型機を退役させる一方で、ボーイング737-700型機の投入を進めるなど小型化による運航コストのさらなる低減に努め、収益性の向上・収益基盤の強化を図りました。

国内線一般席にも、「さらなるゆとり」と「さらなる快適性」を追求した新シートを開発、10月から順次導入した他、「スーパーシートプレミアム」をボーイング767-300型機にも11月から順次展開し、提供座席数の大幅な拡大を図るなど、これまで以上に快適な機内空間の提供、サービスの向上・拡大に努めました。

加えて、地上交通機関との連携による総合輸送戦略につきましても、中部国際空港における名古屋鉄道とのダイヤ提携以降、JR北海道が運行する新千歳空港駅ー札幌駅間のダイヤを時刻表に併記、また12月からは羽田・中部・岡山・山口宇部の各空港における空港連絡バスと提携し、世界で初めてANA便の予約・決済・チェックインの延長線上で13社のバスのチケットを手配できるサービスを開始するなど、お客様の利便性向上に努めました。

また、「ANAマイレージクラブ」につきましても、引き続き「電子マネーE d y」の普及促進やその他各種提携、会員向けサービスを拡充することで、付加価値向上に努めました。

#### 〈貨物・郵便〉

国内線貨物につきましては、上期の航空貨物需要は前年同期並みの水準で推移しましたが、11月以降は景気回復や秋以降の生鮮貨物の増加により、前年同期を上回る荷動きがみられました。また、4月1日の個人情報保護法の全面施行を背景に、貴重品などのセキュリティ輸送サービスを開始し、新たな航空貨物需要の

喚起につなげました。深夜貨物定期便は、2月23日よりボーイング767型貨物専用機を投入し、羽田ー佐賀線を旅客機での運航（2便／日）からボーイング767型貨物専用機による運航（1便／日）に変更するとともに、中部ー佐賀線、羽田ー関西線を新たに開設いたしました。これらにより、通年では、収入・重量ともに前年同期を上回る結果となりました。

郵便につきましては、「ゆうパック」の取り扱いの伸びがお中元時期の7月に鈍化し、長距離路線の実績が伸び悩んだものの、神戸空港の開港に伴う神戸発着郵便、深夜貨物定期便への郵便搭載開始により、当期の重量実績はほぼ前年同期並みで推移しました。また、収入もほぼ前年同期並みの結果となりました。

## ○ 国際線

### 〈旅客〉

国際線旅客につきましては、中国にて発生した反日デモや英国における同時多発テロの影響もあり、一時的に当該方面への観光需要は低迷しましたが、国内線と同様にビジネスを中心とした需要は当期を通じて堅調に推移しました。そのような中、ネットワークのさらなる拡充、個人型運賃「エコ割」、「LIVE／中国／ANA」等の宣伝告知を含め、各種キャンペーンを積極的に展開することにより着実に需要をとらえたことから、前期に引き続き国際線事業において経常黒字を達成することができました。

路線ネットワークにつきましては、ビジネス・貨物需要の高い珠江デルタ地区への輸送力強化を図るべく、4月より成田ー広州線を開設し、冬期ダイヤからデイリー運航体制とした他、中部ー上海線を5月に、中部ー台北線を1月にそれぞれ開設、8月には羽田ー金浦（ソウル）線を、10月には成田ー台北線をいずれも増便するなど、将来的にも成長が見込めるマーケットである中国を中心とするアジア地区への国際線ネットワークの拡充・強化を図りました。また需要動向に応じた積極的な臨時便設定など柔軟な機材投入を行い、一層の収入増を図りました。

機材につきましても、北米線において従来のボーイング747シリーズからより運航経済性の高いボーイング777シリーズへの機種変更を進めた他、日本発の仁川（ソウル）線に内際兼用機を導入すること等により、利用率・単価の向上や運航コストの低減を積極的に推進しました。さらに、欧米路線の旺盛なビジネス需

要に対応すべく、成田－ニューヨーク線に最新鋭機材であるボーイング777－300ER型機を導入し機内サービスの拡充を図るとともに、5月には成田－ロンドン・パリ線のビジネスクラスを増席しました。

また、インフラ・サービス面への対応も着実に推進いたしました。航空券のeチケット化につきましては、12月に成田－台北線の対応開始をもって当社グループの運航している国際線全路線にまで対象を拡大しました。スターアライアンスキャリアを中心とする他社とのeチケット開発を積極的に展開し、合計14社の当社便以遠区間にまで適用旅程を拡大した他、国内線についても内際スルーチェックイン区間への対応として新潟・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄の各空港にまで拠点を拡大することで、さらなるお客様利便の向上を図りました。

国際線のインターネット販売においては、ANA SKY WEBのリニューアルを行い、海外以遠区間の他社便航空券、提携他社も含めた特典航空券の予約や、WEB上の予約変更・払い戻しなど、一層の利便性向上に向けた様々な機能改修を行いました。また、IT技術を活かした各種サービスを「スマートeサービス」に集約する中、機能改善を含めたサービスの拡充に努めました。

#### 〈貨物・郵便〉

国際線貨物につきましては、上期はデジタル関連製品の在庫調整などにより日本発貨物が伸び悩みましたが、下期に入ってからは円安とともに回復し、また中国経済の成長により中国発貨物が当期を通じて高い水準で推移しました。さらに12月、2月にボーイング767型貨物専用機の2号機、3号機をそれぞれ導入、中国、アジア路線に投入したことにより、当期輸送実績は前年同期を大幅に上回ることとなりました。

日本発では、上期はアジア向けデジタル関連製品等が大きく落ち込みましたが、下期に入り米国向けのデジタル家電、中国・東南アジア向けの電子部品および自動車部品等の需要が活発となり、当期を通じて前年同期並みの輸送実績を確保することができました。また海外発では、欧州発が供給過多による競争激化や、他航空会社の低価格攻勢等の影響により、前年同期を下回る結果となりました。北米発も、上期に西海岸の天候不良による農産品の不作等で落ち込む結果となりましたが、下期からは機材の大型化等もあり、輸送実績を伸ばしております。東南

アジア発についても、上期はデジタル関連製品の在庫調整の影響が見られましたが、下期は貨物専用機2号機、3号機の投入により、市場シェアとともに輸送実績も大きく伸ばしました。中国発については、経済成長に伴う好調な荷況に支えられ、貨物専用機による集荷も順調であったこと等から当期輸送実績は前年同期を大幅に上回る結果となりました。

郵便につきましては、欧州発エコノミー郵便の伸びの鈍化や関西－上海線の減便の影響を受けたものの、羽田－金浦線や欧米路線における輸送量の増加により、当期重量実績は前年同期を上回りました。収入も単価の高い長距離路線郵便増加で前年同期を大幅に上回る結果となりました。

## ○ その 他

その他の航空運送事業につきましては、他航空会社の航空機整備、旅客の搭乗受付および手荷物搭載等の地上支援業務の受託、機内販売の増売等に努めました。

## ◎旅行事業

旅行事業につきましては、海外では中国における反日デモ等の影響により一部の方面において観光需要が低迷したものの、国内では「愛・地球博」開催等に牽引されて旅行需要が高まりを見せ、全体としては前年同期を上回る取扱いとなりました。

国内旅行につきましては、横浜市やフェリス女学院大学とのコラボレーションによる「横浜時間」、「愛・地球博」後の中部地区観光振興に向けた「あいさんぎ」、2月16日に開港した神戸空港を利用した「神戸時間」等、官・学・民一体となって地域活性化の一助となるべく旅行商品造成をしてまいりました。

海外旅行につきましては、安心してご旅行いただけるように品質管理を徹底した他、昨今のニーズの多様化を受けて、選べるプランやアレンジ可能なコースを多数設定し、高まる個人旅行志向に対応いたしました。

また、ANA SKY WEBのリニューアルに合わせた旅行総合サイト「A TOUR（エーツアー）」のリニューアルによりWEB販売体制の強化を図るとともに、海外ホテル予約システムとのホストリンク、国内契約ホテル数の拡大により航空券+ホテルの個人旅行需要の取り込みを強化し前年同期を大きく上回る実績を残しました。

## ◎ホテル事業

ホテル事業につきましては、リニューアル効果、イールド管理の徹底、利用者の消費マインドの回復等により東京全日空ホテルをはじめとしたシティホテルにおいて宿泊、料飲ともに前年同期を上回る結果となりました。沖縄地区リゾートホテルにおいても依然旺盛な旅行需要に支えられ堅調に推移しています。また、広島全日空ホテル、大阪全日空ホテルで継続していた施設商品価値向上を目的としたリニューアル工事を完了させました。

しかしながら、東京を中心に外資有力ホテルチェーンの日本進出が本格化し、ホテル業界を取り巻く環境は依然厳しい状況に変わりありません。運営面においては「ANAホテルメンバーズ」の特典の充実を図り顧客囲い込みをさらに加速しています。

なお、成田全日空ホテルのケータリング事業を航空運送事業部門に再編したことにより、ケータリング部門の売上が計上されなくなり、前年同期に対する減収要因となっています。

## ◎その他の事業

商事および物販事業を行っている全日空商事㈱につきましては、航空機部品事業等の航空関連事業分野が増収となり、また、堅調な航空需要に支えられ、羽田空港第2旅客ターミナルおよび中部国際空港の新規店舗での売上が好調であったことから、顧客サービス事業分野においても増収となりました。また顧客サービス事業の効率的運営体制を構築すべく、エーエヌケー商事㈱を本年4月1日に全日空商事㈱に吸収合併することにより新たな体制を構築しております。当期は紙パルプ事業、機械事業、食品事業等も堅調に推移したことから、全体の売上高で前年同期を上回り増収となりました。

航空会社・旅行会社向けの国際線予約・発券システムを提供している(㈱)インフィニ トラベル インフォメーションは、出国者数が堅調に推移し、国際線予約・発券システムの利用件数が増加したことから増収となりました。

主に当社およびグループ企業のシステム開発や保守運用を受託している全日空システム企画㈱は、当社のシステム維持費の削減により保守運用業務では減収となりました。一方で新運航系システムの稼動や新規航空会社との提携による既存

システムの改修等によりシステム開発の売上高が前年同期を大きく上回ったことから、全体では増収となりました。

不動産事業および保険代理店事業を行う全日空ビルディング㈱は、不動産仲介や保険代理店等の各事業においても概ね順調に推移いたしました。また、同社は、一般向け不動産賃貸事業部門とその他事業部門を会社分割により分離し、当社は3月に一般向け不動産賃貸事業を営む分割会社の保有全株式をオリックス㈱に譲渡いたしました。その結果、株式譲渡以降、一般向け不動産賃貸事業収入が当社連結決算の対象でなくなること等により、売上高は前年同期を下回りました。

なお、事業区分別の売上高ならびに企業集団の輸送実績は以下のとおりです。

| セグメント別 | 売上高        | 営業費用       | 営業利益  |
|--------|------------|------------|-------|
| 航空運送事業 | 11, 326億円  | 10, 585億円  | 741億円 |
| 旅行事業   | 1, 994億円   | 1, 962億円   | 32億円  |
| ホテル事業  | 663億円      | 617億円      | 46億円  |
| その他の事業 | 1, 909億円   | 1, 841億円   | 67億円  |
| 計      | 15, 894億円  | 15, 006億円  | 887億円 |
| 消去又は全社 | (2, 206億円) | (2, 206億円) | 0億円   |
| 連結     | 13, 687億円  | 12, 799億円  | 888億円 |

(注) 売上高にはセグメント間の取引を含みます。

| 区分    | 平成17年度（当期） | 平成16年度（前期） | 前期比     |
|-------|------------|------------|---------|
| 国内線   | 旅客収入       | 6, 850億円   | 104. 0% |
|       | 貨物収入       | 296億円      | 100. 5% |
|       | 郵便収入       | 85億円       | 100. 1% |
| 国際線   | 旅客収入       | 2, 292億円   | 108. 8% |
|       | 貨物収入       | 553億円      | 110. 6% |
|       | 郵便収入       | 30億円       | 110. 3% |
| その他収入 | 1, 216億円   | 1, 064億円   | 114. 3% |
| 合計    | 11, 326億円  | 10, 669億円  | 106. 2% |

| 区分  |        | 平成17年度（当期） | 平成16年度（前期） | 前期比    |
|-----|--------|------------|------------|--------|
| 国内線 | 旅客数    | 4,547万人    | 4,448万人    | 102.2% |
|     | 貨物輸送重量 | 44万0千トン    | 42万2千トン    | 104.3% |
|     | 郵便輸送重量 | 8万7千トン     | 8万7千トン     | 100.3% |
| 国際線 | 旅客数    | 413万人      | 411万人      | 100.4% |
|     | 貨物輸送重量 | 24万8千トン    | 23万4千トン    | 106.1% |
|     | 郵便輸送重量 | 1万4千トン     | 1万3千トン     | 103.5% |

## (2) 企業集団の設備投資の状況

① 当期において実施した設備投資の総額は235,580百万円であり、当期に完成した主要設備は次のとおりであります。

### ・航空機

- ボーイング777-300型機 2機（リース）
- ボーイング777-200型機 2機（リース）
- ボーイング767-300F型機 2機（リース）
- ボーイング767-300型機 1機（リース）
- ボーイング737-700型機 4機（リース）
- ボンバルディアDHC-8-400型機 4機（リース）

② 当期における航空機の除却は次のとおりであります。

- ボーイング747-200B型機 2機（売却）
- ボーイング747SR-100型機 2機（売却）
- ボーイング767-200型機 1機（返却）
- ボーイング737-400型機 1機（返却）

③ 当期継続中の主要設備の拡充は次のとおりであります。

・航空機

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| ボーイング777-300型機     | 7機 (発注中)  |
| ボーイング777-200型機     | 7機 (発注中)  |
| ボーイング787-8型機       | 20機 (発注中) |
| ボーイング787-3型機       | 30機 (発注中) |
| ボーイング767-300F型機    | 1機 (発注中)  |
| ボーイング767-300型機     | 2機 (発注中)  |
| ボーイング737-700型機     | 41機 (発注中) |
| エアバスA320-200型機     | 3機 (発注中)  |
| ボンバルディアDHC-8-400型機 | 3機 (発注中)  |

(3) 企業集団の資金調達の状況

① 当期において当社は、航空機購入を含む設備投資資金に充当するため、平成18年3月に総額966億3千万円（1株当たり発行価額386円52銭）の公募及び第三者割当増資による新株式の発行を行いました。

② 当期において当社は、社債の発行を次のとおり行いました。

- ・平成17年8月24日 第22回無担保普通社債 150億円
- ・平成17年11月25日 第23回無担保普通社債 200億円

③ 子法人等においては、重要な資金調達はございません。

#### (4) 企業集団および当社の業績の推移

##### ① 企業集団の業績の推移

| 区分                     | 平成14年度<br>(第53期) | 平成15年度<br>(第54期) | 平成16年度<br>(第55期) | 平成17年度<br>(当 期) |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 売 上 高(百万円)             | 1,215,909        | 1,217,596        | 1,292,813        | 1,368,792       |
| 経 常 利 益(百万円)           | △17,236          | 33,443           | 65,224           | 66,755          |
| 当 期 純 利 益(百万円)         | △28,256          | 24,756           | 26,970           | 26,722          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円) | △18.42           | 16.14            | 17.26            | 15.64           |
| 総 資 産(百万円)             | 1,442,573        | 1,565,106        | 1,606,613        | 1,666,843       |
| 純 資 産(百万円)             | 121,954          | 150,086          | 214,284          | 346,309         |
| 1 株 当 た り 純 資 産(円)     | 79.57            | 97.66            | 128.31           | 177.89          |

(注) 1. △印は損失を示します。

2. 第55期から「(旧) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しています。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除後の株式数）に基づき算出しています。1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除後の株式数）に基づき算出しています。

##### ② 当社の業績の推移

| 区分                     | 平成14年度<br>(第53期) | 平成15年度<br>(第54期) | 平成16年度<br>(第55期) | 平成17年度<br>(当 期) |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 売 上 高(百万円)             | 940,503          | 969,971          | 1,100,448        | 1,171,088       |
| 経 常 利 益(百万円)           | △20,051          | 25,065           | 52,417           | 50,813          |
| 当 期 純 利 益(百万円)         | △17,042          | 10,268           | 10,401           | 28,137          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円) | △11.10           | 6.69             | 6.65             | 16.45           |
| 総 資 産(百万円)             | 1,191,543        | 1,315,082        | 1,348,849        | 1,505,643       |
| 純 資 産(百万円)             | 138,761          | 153,751          | 201,118          | 333,155         |
| 1 株 当 た り 純 資 産(円)     | 90.44            | 99.94            | 120.31           | 170.96          |

(注) 1. △印は損失を示します。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除後の株式数）に基づき算出しています。1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除後の株式数）に基づき算出しています。

第53期は、デフレ経済の進行に伴い、厳しい雇用や所得環境を反映し個人消費も低迷を続ける状況において、航空会社間で一段と熾烈な価格競争が繰り広げられたことや、イラク情勢の緊迫化により国際線ビジネス需要が減少したことから、当社は当期純損失17,042百万円計上のやむなきに至りました。

第54期は、不安定な国際情勢や長引く景気低迷の影響によって国際線・国内線ともに収入が伸び悩む一方で、約190億円の費用削減を達成し、当社は当期純利益10,268百万円を計上しました。

第55期は、原油高騰に伴い燃油費の負担が増大する事業環境下においても、平成15年度から平成17年度までの3年間にわたる抜本的なコスト構造の改革プランである「コスト削減計画」を1年前倒しで年間300億円の費用削減目標を達成し、当社は当期純利益10,401百万円を計上しました。

当期につきましては、前記1. (1) 「企業集団の営業の経過および成果ならびに企業集団が対処すべき課題」に記載のとおりであります。

## 2. 企業集団および当社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業内容

国際線、国内線における定期、不定期航空運送事業ならびにこれに附帯する事業

### (2) 株式の状況

|               |                                                                                   |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ①会社が発行する株式の総数 | 3,400,000,000株                                                                    |
| ②発行済株式総数      | 1,949,959,257株（前期末比277,154,830株増）<br>発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使<br>および新株式の発行によるものであります。 |
| ③株主数          | 285,989名（前期末比 62,600名増）                                                           |
| ④大株主          |                                                                                   |

| 株 主 名                     | 当社への出資状況     |          | 当社の大株主への出資状況 |         |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|---------|
|                           | 所有株式数        | 出 資 比 率  | 所有株式数        | 出 資 比 率 |
| 日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 千株<br>63,725 | %<br>3.3 | 千株<br>—      | %<br>—  |
| 名古屋鉄道株式会社                 | 51,982       | 2.7      | 179          | 0.0     |
| 東京海上日動火災保険株式会社            | 43,397       | 2.2      | —            | —       |
| 日本マスター・トラスト信託銀行株式会社（信託口）  | 37,958       | 2.0      | —            | —       |
| 三井住友海上火災保険株式会社            | 34,770       | 1.8      | —            | —       |
| 日本生命保険相互会社                | 30,713       | 1.6      | —            | —       |
| 全日空社員持株会                  | 29,764       | 1.5      | —            | —       |
| ゴールドマン・サックス・インターナショナル     | 28,444       | 1.5      | —            | —       |
| 株式会社みずほコーポレート銀行           | 25,511       | 1.3      | —            | —       |
| 株式会社朝日新聞社                 | 24,518       | 1.3      | —            | —       |

- (注) 1. 当社株主名簿によります。  
2. 当社は、東京海上日動火災保険株式会社の持株会社である株式会社ミレアホールディングスの普通株式を171株、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの優先株式を6,000株それぞれ保有しております。

⑤自己株式の取得、処分等および保有

1. 取得株式

普通株式 8,586,880株

取得価額の総額 2,842,133千円

2. 処分株式

普通株式 8,443,660株

処分価額の総額 2,098,503千円

3. 決算期日における保有株式

普通株式 1,225,758株

⑥新株予約権の状況

現に発行している新株予約権はありません。

(3) 主要な借入先

| 借入先             | 借入金残高          | 借入先が有する当社の株式 |        |
|-----------------|----------------|--------------|--------|
|                 |                | 所有株式数        | 出資比率   |
| 日本政策投資銀行        | 百万円<br>228,898 | 千株<br>—      | %<br>— |
| 国際協力銀行          | 43,784         | —            | —      |
| 株式会社三井住友銀行      | 41,375         | 22,220       | 1.1    |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 39,376         | 25,511       | 1.3    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 33,240         | 21,075       | 1.1    |

#### (4) 企業結合の状況

##### ① 重要な子法人等の状況

| 会 社 名                | 資 本 金     | 議 決 権 比 率  | 主 要 な 事 業 容       |
|----------------------|-----------|------------|-------------------|
| エアーニッポン株式会社          | 5,400 百万円 | 100.0 %    | 航空運送事業            |
| 株式会社エアージャパン          | 50        | 100.0      | 航空運送事業            |
| 株式会社エアーニッポンネットワーク    | 50        | 100.0 (注1) | 航空運送事業            |
| エアーネクスト株式会社          | 50        | 100.0 (注1) | 航空運送事業            |
| エアーセントラル株式会社         | 300       | 86.7       | 航空運送事業            |
| 全日空整備株式会社            | 2,433     | 100.0 (注1) | 航空機整備             |
| 国際空港事業株式会社           | 100       | 66.1 (注1)  | 航空運送地上支援業務        |
| 新東京空港事業株式会社          | 60        | 100.0 (注1) | 航空運送地上支援業務        |
| ANAエアポートサービス株式会社(注2) | 150       | 73.3 (注1)  | 航空運送地上支援業務        |
| ANAセールス株式会社          | 1,000     | 100.0 (注1) | 旅行商品等の企画販売        |
| 株式会社エーエヌエーホテル東京      | 40        | 100.0 (注1) | ホテルの経営            |
| 沖縄全日空リゾート株式会社        | 2,600     | 100.0      | ホテルの経営            |
| 全日空商事株式会社            | 360       | 72.5 (注1)  | 商事および物販事業         |
| 全日空システム企画株式会社        | 52        | 100.0      | コンピュータ・システムの開発・運用 |
| スカイビルサービス株式会社        | 80        | 93.6 (注1)  | 建物・設備の総合保守管理業務    |
| 株式会社ANAケータリングサービス    | 352       | 100.0      | 機内食の製造            |
| ANAロジスティクスサービス株式会社   | 465       | 57.0       | 航空貨物関連および物流事業     |

(注) 1. 間接所有による議決権比率を含みます。

2. ANAエアポートサービス株式会社は平成17年10月1日に大阪空港事業株式会社より社名を変更しております。

## ② 企業結合の経過と成果

当期において、エアーネクスト株式会社は平成17年6月1日より運航を開始しております。株式会社ANAケータリングサービスは、平成17年4月1日を分割期日として分割された株式会社エーエヌエーホテル成田のケータリング事業部に関する営業の全てを承継しております。

連結子法人等は上記の重要な子法人等17社を含め98社、持分法適用会社は23社であります。当期の連結売上高は、前期に比べ5.9%増の13,687億円、連結当期純利益は267億円となりました。

## (5) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数             | 前期末比増減          |
|------------------|-----------------|
| 30,322名 (5,618名) | +1,224名 (+429名) |

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数           | 前期末比増減       | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------------|--------------|-------|--------|
| 12,523名 (329名) | +432名 (+25名) | 38.6歳 | 13.3年  |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 出向社員1,273名（男性1,075名・女性198名）を除きます。
3. 出向受入社員278名（男性241名・女性37名）を含みます。

(6) 企業集団の主要な事業所

| 会社名                          | 事業所名および所在地 |                                                                                                               |
|------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社                           | 本社         | 東京都港区東新橋一丁目5番2号                                                                                               |
|                              | 国内営業関係事業所  | 東京支店、札幌支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、沖縄支店                                                                                |
|                              | 国内運航関係事業所  | 東京空港支店、成田空港支店、大阪空港支店、関西空港支店                                                                                   |
|                              | 整備関係事業所    | 機体メンテナンスセンター（東京）、ラインメンテナンスセンター（東京）、成田メンテナンスセンター、機装センター（東京）、原動機センター（東京）                                        |
|                              | 海外事業所      | ニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ワシントンD.C.、ホノルル、グアム、ロンドン、フランクフルト、パリ、北京、瀋陽、天津、大連、青島、上海、杭州、廈門、広州、香港、ソウル、バンコク、ホーチミン、シンガポール |
| エアーニッポン <sup>(株)</sup>       | 本社         | 東京都港区                                                                                                         |
| <sup>(株)</sup> エアージャパン       | 本社         | 東京都大田区                                                                                                        |
| <sup>(株)</sup> エアーニッポンネットワーク | 本社         | 北海道札幌市                                                                                                        |
| エアーセントラル <sup>(株)</sup>      | 本社         | 愛知県常滑市                                                                                                        |
| エアーネクスト <sup>(株)</sup>       | 本社         | 東京都港区                                                                                                         |
| ANAセールス <sup>(株)</sup>       | 本社         | 東京都港区                                                                                                         |
|                              | 国内営業関係事業所  | 東京支店、名古屋支店、大阪支店                                                                                               |
| <sup>(株)</sup> エーエヌエーホテル東京   | 本社         | 東京都港区                                                                                                         |
| <sup>(株)</sup> エーエヌエーホテル成田   | 本社         | 千葉県成田市                                                                                                        |
| <sup>(株)</sup> エーエヌエーホテル富山   | 本社         | 富山県富山市                                                                                                        |
| <sup>(株)</sup> 博多全日空ホテル      | 本社         | 福岡県福岡市                                                                                                        |
| 沖縄全日空リゾート <sup>(株)</sup>     | 本社         | 沖縄県国頭郡                                                                                                        |
| 石垣全日空リゾート <sup>(株)</sup>     | 本社         | 沖縄県石垣市                                                                                                        |
| 全日空商事 <sup>(株)</sup>         | 本社         | 東京都港区                                                                                                         |
|                              | 事業所        | 航空機部品事業所（東京）                                                                                                  |
| 全日空システム企画 <sup>(株)</sup>     | 本社         | 東京都大田区                                                                                                        |

(7) 企業集団の使用する航空機

| 機種                 | 機数  | 客席数     | 備考                                                                                       |
|--------------------|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ボーイング747-400型機     | 23  | 287～569 | うち4機は三井住友銀リース(株)<br>他10社から賃借中                                                            |
| ボーイング777-300型機     | 10  | 247～524 | うち6機はアナクレオナリーシング(有)他18社から賃借中                                                             |
| ボーイング777-200型機     | 20  | 234～415 | うち13機は住信リース(株)他58社<br>から賃借中                                                              |
| ボーイング767-300型機     | 54  | 214～288 | うち13機は三井リース事業(株)他<br>38社から賃借中<br>うち1機は北海道国際航空(株)へ<br>賃貸中                                 |
| ボーイング767-300F型機    | 3   | —       | 全機、エヌビービースカイ(有)他<br>2社から賃借中                                                              |
| エアバスA321-100型機     | 7   | 195     | 全機、(有)タテハ・エアクラフ<br>ト・ホールディング他1社から<br>賃借中                                                 |
| エアバスA320-200型機     | 28  | 166     | うち5機はエフジーローズリー<br>シング(有)他4社から賃借中<br>全機、エアーニッポン(株)との共<br>通事業機                             |
| ボーイング737-700型機     | 4   | 136     | 全機、(有)ユーエヌエイチ・オル<br>フェウス他3社から賃借中                                                         |
| ボーイング737-500型機     | 25  | 126・133 | 全機、エアーニッポン(株)が使用<br>うち12機はエムエヌエイリース<br>(有)他12社から賃借中<br>全機、エアーニッポン(株)および<br>エアーネクスト(株)が使用 |
| ボーイング737-400型機     | 1   | 168     | ジーエルクオリティーリーシン<br>グ(有)から賃借中<br>北海道国際航空(株)へ賃貸中                                            |
| ボンバルディアDHC-8-400型機 | 11  | 74      | 全機、(有)N Lセントラス他10<br>社から賃借中<br>全機、(株)エアーニッポンネット<br>ワークおよびエーセントラル<br>(株)が使用               |
| ボンバルディアDHC-8-300型機 | 5   | 56      | うち4機はワイ・ティー・エア<br>(有)他3社から賃借中<br>全機、(株)エアーニッポンネット<br>ワークが使用                              |
| フォッカ-50型機          | 4   | 50・56   | 全機、(株)名鉄プロパティ他1社<br>から賃借中<br>全機、エーセントラル(株)が使<br>用                                        |
| デハビランドDHC-6-300型機  | 1   | 19      | エアー北海道(株)が使用                                                                             |
| 計                  | 196 |         |                                                                                          |

## (8) 取締役および監査役

|                                                                                      |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 代表取締役会長 (取締役会議長)                                                                     | 大橋洋治  |
| 代表取締役社長 (グループ経営戦略会議議長、総合安全推進委員会・リスクマネジメント委員会総括)                                      | 山元峯生  |
| 代表取締役副社長 (調査室・企画室・ANA総合研究所・施設部担当)                                                    | 戸矢博道  |
| 代表取締役副社長 (オペレーション部門統括、整備本部長、総合安全推進委員会委員長、総合安全推進室担当)                                  | 大前傑   |
| 専務取締役 (営業推進本部長、CS推進会議議長、CS推進室担当)                                                     | 中野雅男  |
| 常務取締役 (国際線事業戦略・同提携戦略統括、IT戦略推進委員会委員長、国際業務室・アライアンス室・IT推進室担当)                           | 北林克比古 |
| 常務取締役 (CSR推進委員会委員長、地球環境委員会委員長、リスクマネジメント委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長、広報室・総務部・法務部・環境・社会貢献部担当) | 久保小七郎 |
| 常務取締役 (秘書室・関連事業室・人事部・勤労部・ビジネスサポート推進部担当)                                              | 伊東信一郎 |
| 常務取締役 (オペレーション統括本部・客室本部担当)                                                           | 浜田健一郎 |
| 常務取締役 (営業推進本部副本部長)                                                                   | 長瀬眞   |
| 常務取締役 (運航本部長)                                                                        | 森本光雄  |
| 取締役 (IR推進室・財務部・調達部担当)                                                                | 日出間公敬 |
| 取締役 (企画室長、貨物郵便本部担当)                                                                  | 岡田圭介  |
| 取締役 (東京支店長、東地区担当)                                                                    | 野本明典  |
| 取締役 (名古屋鉄道株式会社代表取締役会長)                                                               | 木村操   |
| 監査役 (常勤)                                                                             | 梶田邦孝  |
| 監査役 (常勤)                                                                             | 小野紘一郎 |
| 監査役 (常勤)                                                                             | 高田正彦  |
| 監査役 (九州電力株式会社代表取締役社長)                                                                | 松尾新吾  |
| 監査役 (北海道電力株式会社代表取締役会長)                                                               | 南山英雄  |

- (注) 1. 取締役のうち木村 操氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち梶田邦孝、松尾新吾、南山英雄の各氏は、「(旧)株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 取締役のうち森本光雄、野本明典の両氏は、平成17年6月28日開催の第60回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
4. 監査役のうち高田正彦、南山英雄の両氏は、平成17年6月28日開催の第60回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
5. 戸矢博道、大前 傑、中野雅男、北林克比古、久保小七郎、伊東信一郎、浜田健一郎、長瀬 真、森本光雄、日出間公敬、岡田圭介、野本明典の各氏は執行役員を兼務しております。
6. 平成17年6月28日付で取締役の森本光雄氏は常務取締役に就任いたしました。
7. 第60回定時株主総会終結のときをもって上山善紀氏は取締役を、久宝 亘氏は監査役をそれぞれ退任いたしました。
8. 木村 操氏は平成17年10月1日に名古屋鉄道株式会社代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
9. 中野雅男、浜田健一郎の両氏は平成18年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。
10. 平成18年4月1日付で取締役の役職を下記のとおり一部変更いたしました。
- 専務取締役 北 林 克比古
- 専務取締役 久 保 小七郎
- 専務取締役 伊 東 信一郎
- 常務取締役 日出間 公 敬
- 常務取締役 岡 田 圭 介

(9) 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

| 区分              | 取 締 役   |            | 監 査 役  |           | 計       |            |
|-----------------|---------|------------|--------|-----------|---------|------------|
|                 | 支給人員    | 支 給 額      | 支給人員   | 支 給 額     | 支給人員    | 支 給 額      |
| 株主総会決議に基づく報酬    | 名<br>16 | 百万円<br>416 | 名<br>6 | 百万円<br>80 | 名<br>22 | 百万円<br>496 |
| 株主総会決議に基づく退職慰労金 | 3       | 505        | 1      | 28        | 4       | 533        |
| 計               |         | 921        |        | 108       |         | 1,030      |

- (注) 1. 平成3年6月27日開催の定時株主総会決議による旧商法第269条第1項第1号による報酬限度額  
 取締役の報酬限度額（月額）80百万円
2. 平成17年6月28日開催の定時株主総会決議による旧商法第279条第1項による報酬限度額  
 監査役の報酬限度額（月額）10百万円
3. 期末日現在の取締役は15名です。  
 期末日現在の監査役は5名です。
4. 株主総会決議に基づく退職慰労金は、平成16年6月25日開催の定時株主総会でご承認いただいた退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金支給決議によるものであります。

(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

|                                                  | 支 払 額      |
|--------------------------------------------------|------------|
| 1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額                  | 百万円<br>134 |
| 2. 上記1. のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 133        |
| 3. 上記2. のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額                | 85         |

(注) 当社と会計監査との間の監査契約において、「(旧) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、3. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. その他計算書類作成会社の状況に関する重要な事実

当社は、世界の主要航空会社による貨物運賃料金に係るカルテル疑惑に関連して、平成18年2月に、在ニューヨークの事務所が米国司法当局の事情聴取を受け、同時に、当局の調査において、米国発着の貨物運送に係る様々な資料の提出を求める趣旨の召喚状が出されました。現在、当社としましては、かかる捜査に積極的に協力しているところであります。

また、これに関連して、米国内各地において、国際貨物便利用の荷主等より、航空会社間の価格カルテルにより損害を蒙ったとして、複数の航空会社に対して、その賠償を求めるクラスアクション（集団訴訟）が複数提起されております。そのうち、当社に関しましても、訴状の送達を受けているものや被告に含まれているとの情報を得ているものがありますが、現段階では、いずれの件も具体的な請求額の明示はなく、詳細の把握および分析は困難であります。

---

(注) 本営業報告書に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

平成18年3月31日現在

| 科 目        | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|------------|-----------|----------------|-----------|
| 資 产 の 部    |           | 负 債 の 部        |           |
|            | 百万円       |                | 百万円       |
| 流動資産       | 454,524   | 流動負債           | 398,708   |
| 現金及び預金     | 193,699   | 営業未払金          | 146,285   |
| 営業未収入金     | 97,281    | 一年以内に返済する長期借入金 | 71,807    |
| 有価証券       | 7,998     | 一年以内に償還する社債    | 45,000    |
| 貯蔵品        | 50,300    | 営業外未払金         | 4,933     |
| 前払費用       | 7,903     | 未払法人税等         | 6,163     |
| 短期貸付金      | 17,764    | 未払費用           | 21,506    |
| 営業外未収入金    | 4,423     | 預り金            | 46,910    |
| 繰延税金資産     | 18,195    | 賞与引当金          | 6,253     |
| その他の       | 57,010    | その他の           | 49,849    |
| 貸倒引当金      | △ 53      | 固定負債           | 773,779   |
| 固定資産       | 1,050,448 | 社債             | 240,000   |
| (有形固定資産)   | (789,418) | 長期借入金          | 433,839   |
| 建物         | 84,638    | 退職給付引当金        | 80,376    |
| 構築物        | 2,037     | その他の           | 19,563    |
| 航空機        | 491,085   | 負債合計           | 1,172,487 |
| 機械及び装置     | 10,564    | 資本の部           |           |
| 車輛運搬器具     | 1,895     | 資本金            | 160,001   |
| 工具器具及び備品   | 10,073    | 資本剰余金          | 125,342   |
| 土地         | 49,563    | 資本準備金          | 95,024    |
| 建設仮勘定      | 139,561   | その他資本剰余金       | 30,317    |
| (無形固定資産)   | (33,810)  | 資本金及び資本準備金減少差益 | 30,317    |
| 電信電話設備利用権  | 241       | 利益剰余金          | 39,176    |
| ソフトウェア     | 30,991    | 任意積立金          | 1,710     |
| その他の       | 2,577     | 特別償却準備金        | 1,710     |
| (投資その他の資産) | (227,219) | 当期未処分利益        | 37,465    |
| 投資有価証券     | 49,507    | その他有価証券評価差額金   | 9,063     |
| 関係会社株式     | 42,996    | 自己株式           | △ 427     |
| 関係会社出資金    | 2         | 資本合計           | 333,155   |
| 長期貸付金      | 73,934    | 負債・資本合計        | 1,505,643 |
| 従業員長期債権    | 1,455     |                |           |
| 長期前払費用     | 4,572     |                |           |
| 繰延税金資産     | 27,831    |                |           |
| その他の       | 34,375    |                |           |
| 貸倒引当金      | △ 7,457   |                |           |
| 繰延資産       | 670       |                |           |
| 新株発行費      | 510       |                |           |
| 社債発行費      | 159       |                |           |
| 資産合計       | 1,505,643 |                |           |

|                                                                                |            |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (注) 1. 関係会社に対する短期金銭債権                                                          | 31,409百万円  |
| 〃 短期金銭債務                                                                       | 39,831百万円  |
| 2. 関係会社に対する長期金銭債権                                                              | 70,523百万円  |
| 〃 長期金銭債務                                                                       | 44百万円      |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額                                                              | 760,414百万円 |
| 4. 有形固定資産の圧縮記帳額                                                                | 1,046百万円   |
| 5. リース契約により使用する重要な固定資産<br>貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している航空機・電子計算機等が<br>あります。 |            |
| 6. 担保に供している資産<br>建物 航空機、航空機部品                                                  | 508,649百万円 |
| 7. 債務保証等残高<br>① 債務保証残高                                                         | 162百万円     |
| ② 債務保証予約残高                                                                     | 10,687百万円  |
| 8. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は9,063百万円です。                                        |            |
| 9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。                                                    |            |

# 損 益 計 算 書

自 平成17年4月1日

至 平成18年3月31日

|              |            | 科 目 | 金 額    |           |
|--------------|------------|-----|--------|-----------|
| 経常損益の部       | 営業収益       |     | 百万円    | 百万円       |
|              | 営業収入       |     |        | 1,171,088 |
|              | 営業費用       |     |        | 919,958   |
|              | 事業費        |     |        | 181,541   |
|              | 販売費及び一般管理費 |     |        | 1,101,500 |
| 営業利益         |            |     |        | 69,587    |
| 営業外損益の部      | 営業外収益      |     |        |           |
|              | 受取利息及び配当金  |     | 2,252  |           |
|              | その他の       |     | 11,200 | 13,452    |
|              | 営業外費用      |     |        |           |
|              | 支払利息       |     | 15,860 |           |
| その他の         |            |     | 16,366 | 32,226    |
| 経常利益         |            |     |        | 50,813    |
| 特別損益の部       | 特別利益       |     |        |           |
|              | 関係会社株式売却益  |     | 13,660 |           |
|              | 貸倒引当金戻入益   |     | 1,680  |           |
|              | その他の       |     | 1,432  | 16,773    |
|              | 特別損失       |     |        |           |
|              | 固定資産売却損    |     | 1,473  |           |
|              | 固定資産除却損    |     | 2,682  |           |
|              | 減損損失       |     | 1,094  |           |
|              | 関係会社株式評価損  |     | 3,839  |           |
|              | 貸倒引当金繰入額   |     | 2,102  |           |
| 特別退職金        |            |     | 4,316  |           |
| その他の         |            |     | 5,020  | 20,530    |
| 税引前当期純利益     |            |     |        | 47,056    |
| 法人税、住民税及び事業税 |            |     |        | 14,379    |
| 法人税等調整額      |            |     |        | 4,539     |
| 当期純利益        |            |     |        | 28,137    |
| 前期繰越利益       |            |     |        | 9,328     |
| 当期未処分利益      |            |     |        | 37,465    |

(注) 1. 関係会社との取引高 営業収入 157,452百万円  
 購入高 274,086百万円  
 営業取引以外の取引 115,103百万円

2. 1株当たり当期純利益 16円45銭

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）
  - ② 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - ③ その他の有価証券  
時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
  - ① デリバティブ……………時価法
  - ② 運用目的の金銭の信託……………時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - ① 飛行機貯蔵部品・整備用消耗品……………移動平均法による原価法
  - ② その他……………先入先出法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 航空機……定額法 なお、耐用年数は主として国内線機材は17年、国際線機材については20年です。  
建物……定額法 なお、耐用年数は3～50年です。  
その他……定率法
  - ② 無形固定資産……………ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、他の無形固定資産については定額法を採用しています。
5. 繰延資産の処理方法
  - ① 新株発行費……………旧商法の規定する期間（3年）に毎期均等額以上を償却しています。
  - ② 社債発行費……………旧商法の規定する期間（3年）に毎期均等額以上を償却しています。
6. 引当金の計上基準
  - ① 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。  
なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しています。
  - ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支給にあてるため、支給見込額基準により計上しています。
  - ③ 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - ④ 関連事業損失引当金……………子会社の関連事業に係る投資先の財政状態の悪化に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を関連事業損失引当金（旧商法施行規則第43条に規定する引当金）として計上しています。
7. 収入の計上基準 営業収入のうち国内線定期旅客収入及び国際線定期旅客収入の計上は、原則として搭乗基準によります。
8. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によります。
9. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によります。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理によります。さらに、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。
10. その他 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。

## 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これにより税引前当期純利益は1,094百万円減少しています。

なお、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しています。

## 利 益 処 分 案

### 1. 当期末処分利益の処分

|                     |                |   |
|---------------------|----------------|---|
| 当 期 未 処 分 利 益       | 37,465,708,955 | 円 |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額     |                |   |
| 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額 | 244,395,970    |   |
| 合 計                 | 37,710,104,925 |   |

これを次のとおり処分いたします。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 利 益 配 当 金 | 5,846,200,497 |
|-----------|---------------|

(1株につき3円)

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 任 意 積 立 金         |                |
| 固 定 資 產 圧 縮 積 立 金 | 187,934,983    |
| 固定資産圧縮未決算積立金      | 131,354,439    |
| 合 計               | 6,165,489,919  |
| 次 期 繰 越 利 益       | 31,544,615,006 |

### 2. その他資本剰余金の処分

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| そ の 他 資 本 剰 余 金 | 30,317,606,321 |
|-----------------|----------------|

これを次のとおり処分いたします。

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高 | 30,317,606,321 |
|---------------------------|----------------|

(注) 特別償却準備金、固定資産圧縮積立金および固定資産圧縮未決算積立金は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。

# 会計監査人の監査報告書

謄 本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

全日本空輸株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 片渕 勝 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 谷村 和夫 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 長 光雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、全日本空輸株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第56期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準が適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

謄 本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第56期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対して報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月24日

全日本空輸株式会社 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 梶 田 邦 孝 | ㊞ |
| 常勤監査役 | 小 野 紘一郎 | ㊞ |
| 常勤監査役 | 高 田 正 彦 | ㊞ |
| 監 査 役 | 松 尾 新 吾 | ㊞ |
| 監 査 役 | 南 山 英 雄 | ㊞ |

(注) 1. 監査役梶田邦孝、監査役松尾新吾及び監査役南山英雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

平成18年3月31日現在

| 科 目        | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|------------|----------------|-----------------|----------------|
| 資 産 の 部    |                | 負 債 の 部         |                |
| 流動資産       | 百万円<br>530,374 | 流動負債            | 百万円<br>480,848 |
| 現金及び預金     | 234,461        | 支払手形及び営業未払金     | 170,729        |
| 営業未収入金     | 113,316        | 短期借入金           | 8,690          |
| 有価証券       | 24,645         | 一年以内に返済する長期借入金  | 95,748         |
| たな卸資産      | 57,915         | 一年以内に償還する社債     | 45,000         |
| 繰延税金資産     | 23,561         | 未払法人税等          | 9,258          |
| その他の       | 76,720         | 賞与引当金           | 14,117         |
| 貸倒引当金      | △ 244          | その他の            | 137,306        |
| 固定資産       | 1,135,463      | 固定負債            | 832,554        |
| (有形固定資産)   | (927,409)      | 社債              | 240,000        |
| 建物及び構築物    | 165,693        | 長期借入金           | 456,879        |
| 航空機        | 492,358        | 退職給付引当金         | 107,377        |
| 機械装置及び運搬具  | 16,875         | 連結調整勘定          | 672            |
| 工具器具及び備品   | 14,967         | その他の            | 27,626         |
| 土地         | 97,899         | 負債合計            | 1,313,402      |
| 建設仮勘定      | 139,617        | 少 数 株 主 持 分     |                |
| (無形固定資産)   | (41,850)       | 少数株主持分          | 7,132          |
| (投資その他の資産) | (166,204)      | 資本の部            |                |
| 投資有価証券     | 60,854         | 資本金             | 160,001        |
| 長期貸付金      | 4,989          | 資本剰余金           | 125,605        |
| 繰延税金資産     | 42,780         | 利益剰余金           | 52,697         |
| その他の       | 58,746         | その他有価証券評価差額金    | 9,410          |
| 貸倒引当金      | △ 1,165        | 為替換算調整勘定        | △ 376          |
| 繰延資産       | 1,006          | 自己株式            | △ 1,028        |
| 資産合計       | 1,666,843      | 資本合計            | 346,309        |
|            |                | 負債、少数株主持分及び資本合計 | 1,666,843      |

# 連結損益計算書

自 平成17年4月1日

至 平成18年3月31日

| 科 目          |                                                                                                                       |            |           | 金 額 |           |  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|-----|-----------|--|
| 経常<br>損益の部   | 営業収益<br>営業費用<br>営業費<br>販売費及び一般管理費<br>営業利益                                                                             | 営業収入       |           | 百万円 | 百万円       |  |
|              |                                                                                                                       |            |           |     | 1,368,792 |  |
|              |                                                                                                                       |            | 1,017,117 |     |           |  |
|              |                                                                                                                       |            | 262,873   |     | 1,279,990 |  |
|              |                                                                                                                       | 営業利益       |           |     | 88,802    |  |
|              | 営業外収益<br>受取利息<br>為替差益<br>資産の売却益<br>その他<br>営業外費用<br>支払利息<br>持分法による投資損失<br>資産の売却損<br>資産除却損<br>退職給付引当金繰入額<br>その他の        | 営業外収益      |           |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 受取利息       | 3,694     |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 為替差益       | 1,774     |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 資産の売却益     | 936       |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | その他        | 8,072     |     | 14,476    |  |
|              |                                                                                                                       | 営業外費用      |           |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 支払利息       | 20,172    |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 持分法による投資損失 | 1,335     |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 資産の売却損     | 675       |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 資産除却損      | 5,571     |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 退職給付引当金繰入額 | 6,712     |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | その他の       | 2,058     |     | 36,523    |  |
| 経常利益         |                                                                                                                       |            |           |     | 66,755    |  |
| 特別<br>損益の部   | 特別利益<br>固定資産売却益<br>投資有価証券売却益<br>その他の<br>特別損失<br>固定資産売却損<br>固定資産除却損<br>減損損失<br>投資有価証券売却損<br>投資有価証券評価損<br>特別退職金<br>その他の | 特別利益       |           |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 固定資産売却益    | 1,702     |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 投資有価証券売却益  | 18,632    |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | その他の       | 2,977     |     | 23,311    |  |
|              |                                                                                                                       | 特別損失       |           |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 固定資産売却損    | 572       |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 固定資産除却損    | 3,566     |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 減損損失       | 20,451    |     |           |  |
|              |                                                                                                                       | 投資有価証券売却損  | 1         |     |           |  |
| 税金等調整前当期純利益  |                                                                                                                       |            |           |     | 52,433    |  |
| 法人税、住民税及び事業税 |                                                                                                                       |            |           |     | 20,935    |  |
| 法人税等調整額      |                                                                                                                       |            |           |     | 5,955     |  |
| 少数株主損失       |                                                                                                                       |            |           |     | 1,179     |  |
| 当期純利益        |                                                                                                                       |            |           |     | 26,722    |  |

## 注記事項

(連結の範囲等に関する事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子法人等の状況

- ① 連結子法人等の数 98社  
② 連結範囲の異動状況

新規： 8 社 エアーネクスト㈱、㈱HIT、全日空国際旅行社（中国）有限公司、㈱エー・スイツ・ハウス、札幌全日空ホテルレストランサービス㈱、ANAラーニング㈱、全日空ビルディング㈱（注）、㈱武藏の杜カントリークラブ

除外： 6 社 ㈱エンターテイメントエクスプレス、GRAND AVENUE HOTEL INVESTMENT, INC.、THE FLT 1&2 INC.、名古屋空港モーターサービス㈱、全日空ビルディング㈱（注）、THE WORLD WING CO., LTD.

（注）除外対象会社の全日空ビルディング㈱は、一般向け不動産賃貸事業部門とその他の事業部門を会社分割し、一般向け不動産賃貸事業を営む分割会社の保有全株式をオリックス㈱へ売却しました。その他事業部門はグループ内不動産関連業務（寮・社宅保有管理等）・保険代理業務を新規連結会社の全日空ビルディング㈱において継承しています。

主要な連結子法人等については、「営業報告書」の「2. 企業集団および当社の概況（4）企業結合の状況 ①重要な子法人等の状況」に記載の連結子法人等の通りです。

#### (2) 非連結子法人等の状況

- ① 非連結子法人等の数 31社  
② 主要な非連結子法人等の名称 千歳エアロサービス株式会社  
③ 連結の範囲から除いた理由 非連結子法人等はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子法人等又は関連会社の状況

- ① 持分法を適用した非連結子法人等又は関連会社の数 23社  
② 主要な会社の名称 国内線ドットコム株式会社  
アビコム・ジャパン株式会社  
株式会社ジャムコ  
③ 持分法適用の異動状況

新規： 3 社 中部スカイサポート㈱、セントレアGSEサービス㈱、中部国際空港給油施設㈱  
除外： 2 社 日本貨物航空㈱、名古屋空港給油施設㈱

#### (2) 持分法を適用していない非連結子法人等又は関連会社の状況

- ① 持分法を適用していない非連結子法人等又は関連会社の数 49社  
② 主要な会社の名称 福島空港給油施設株式会社  
③ 持分法を適用しない理由 持分法非適用子法人等及び関連会社はいずれも小規模であり、合計の連結子法人等との取引高相殺消去後の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、ANA SUB TWO CO., LTD. は決算日が 6 月 2 日であるため 3 月 31 日現在の仮決算日による計算書類を使用しています。

ANA HOTELS & RESORTS (USA), INC. 他子法人等6社は決算日が12月31日、(有)ジー・ディー・ピーは1月31日、ANA SUB ONE CO., LTD. は2月10日ですが、いずれも決算日の差異が3ヶ月を超えないため、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合は、連結上必要な調整を行っています。

## (会計方針等)

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- |                         |                                                      |
|-------------------------|------------------------------------------------------|
| ① 満期保有目的の債券             | 償却原価法（定額法）                                           |
| ② その他の有価証券<br>(時価のあるもの) | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| (時価のないもの)               | 主として移動平均法による原価法                                      |
| ③ デリバティブ                | 時価法                                                  |
| ④ 運用目的の金銭の信託            | 時価法                                                  |
| ⑤ たな卸資産                 | 主として移動平均法による原価法                                      |

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- |                 |                                     |
|-----------------|-------------------------------------|
| ① 有形固定資産<br>航空機 | 主として定額法（耐用年数は主として国内線機材17年、国際線機材20年） |
| 建物              | 主として定額法（耐用年数は主として3～50年）             |
| その他             | 主として定率法                             |

#### (2) 無形固定資産

主として定額法、なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3) 繰延資産の処理方法

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| ① 新株発行費 | 旧商法の規定する期間（3年）に毎期均等額以上を償却しています。 |
| ② 社債発行費 | 旧商法の規定する期間（3年）に毎期均等額以上を償却しています。 |
| ③ 開業費   | 旧商法の規定する期間（5年）に毎期均等額以上を償却しています。 |

#### (4) 重要な引当金の計上基準

- |         |                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|

従業員賞与の支給にあてるため、支給見込額基準により計上しています。

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

#### (5) 重要なリース取引の処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理によっています。さらにヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（主として為替予約取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び商品オプション取引）

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの

③ ヘッジ方針

当社及び連結子法人等は取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規程に基づき、通貨、金利及び商品（航空燃料）の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性的の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性的評価を省略しています。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用 当社及び一部の子法人等は連結納税制度を適用しています。

2. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

3. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生年度から5年で均等償却しています。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これにより税金等調整前当期純利益は20,451百万円減少しています。

なお、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しています。

(連結貸借対照表の注記)

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 841,944百万円 |
| 2. 担保に供している資産     | 462,323百万円 |
| 航 空 機             | 91,705百万円  |
| 建物・土地等            | 164百万円     |
| 3. 債務保証残高         |            |

(連結損益計算書の注記)

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 1. 1株当たり当期純利益               | 15円64銭 |
| 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。 |        |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

謄 本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

全日本空輸株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 片渕 勝 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 谷村 和夫 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 長 光雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、全日本空輸株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31までの第56期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い全日本空輸株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準が適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第56期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月24日

全日本空輸株式会社 監査役会

常勤監査役 梶田邦孝㊞

常勤監査役 小野紘一郎㊞

常勤監査役 高田正彦㊞

監査役 松尾新吾㊞

監査役 南山英雄㊞

(注) 1. 監査役梶田邦孝、監査役松尾新吾及び監査役南山英雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

1,924,339個

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第56期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（31頁）に記載のとおりであります。

当期につきましては、大幅に燃油費が増加したものの、平成15年度から取り組んできた事業構造改革・人件費構造改革をはじめとした費用削減、ならびに収益性を重視した販売施策を推進した結果、経常段階では前期に引き続き増益を達成することが出来ました。

株主の皆様への利益配当金につきましては、今後より激化することが予想される競争環境下においても着実に利益成長を図っていくためには、より一層財務体質を強化し内部留保を充実させる必要があることから、1株につき3円とさせていただきたく存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第87号、以下「整備法」という。）及び「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款の変更を行うものであります。

- ① 整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされていることから、それぞれその旨を明記するものであります（変更案第4条、第7条、第13条）。
- ② 単元未満株主の権利を明確化するとともにこれを合理的な範囲内のものとするため、単元未満株主の権利の内容を定める規定を新設するものであります（変更案第11条）。
- ③ 株主の権利行使に係る手続き等についての条項を追加するものであります（変更案第14条）。
- ④ 株主総会参考書類等をインターネットの利用により株主の皆様に提供

できるよう規定を新設するものであります（変更案第18条）。

- ⑤ 株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人の人数を定めることを可能とする規定を新設するものであります（変更案第20条）。
  - ⑥ 取締役会の機動的な運営を図るため、必要に応じて取締役会について書面または電磁的方法による決議を可能とするための規定を新設するものであります（変更案第25条第2項）。
  - ⑦ 社外監査役がその期待される役割を十分に發揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります（変更案第36条第2項）。
  - ⑧ 会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人についての章を新設するものであります（変更案第37条から第38条）。
  - ⑨ その他、会社法が施行されたことに伴い、会社法に合わせた根拠法、用語、その他必要な変更を行うものであります。
- (2) 将来の事業規模の拡大に備え機動的な資本政策を行えるよう、当社の発行可能株式総数を34億株から39億株に増加させるものであります（変更案第6条）。
- なお、平成18年3月に実施した時価発行増資により、平成18年6月7日現在の当社の発行済株式総数は19億4,995万9,257株となっております。
- (3) 当社は執行役員制度を導入していることから、その旨を定款に定める（変更案第28条）とともに、取締役の定員を40名から20名に変更するものであります（変更案第21条）。
  - (4) その他、定款全般にわたる規定の構成、字句、条数、項数等の一部変更、及びその他必要な変更を行うものであります。

| 現 行 定 款                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br><br>(新設)                                                                                                           | 第1章 総 則<br><br><u>第4条 (会社の機関)</u><br>本会社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。                                |
| 第4条 (公告方法)<br><br>本会社の <u>公告</u> は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。                            | 第5条 (公告方法)<br><br>本会社の <u>公告方法</u> は電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 |
| 第2章 株 式<br><br>第5条 (会社の発行株式総数)<br><br>本会社の <u>発行する株式の総数</u> は <u>三十四億株</u> とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。<br><br>(新設) | 第2章 株 式<br><br>第6条 (会社の発行可能株式総数)<br><br>本会社の <u>発行可能株式総数</u> は <u>39億株</u> とする。                    |
| 第6条 (自己株式の取得)<br><br>本会社は、 <u>商法第211条の3 第1項第2号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。                                        | 第7条 (株式の発行)<br><br>本会社は、 <u>その株式に係る株券を発行する</u> 。                                                   |
| 第7条 (一単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)<br><br>本会社の <u>一単元の株式の数</u> は <u>千株</u> とする。                                                       | 第8条 (自己株式の取得)<br><br>本会社は、 <u>会社法第165条第2項</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。                  |
|                                                                                                                               | 第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)<br><br>本会社の <u>単元株式数</u> は <u>1,000株</u> とする。                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 本公司は、<u>一単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。<u>ただし</u>、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p><u>第8条（単元未満株式の買増し）</u><br/>本公司の単元未満株式を有する株主（株主には実質株主を含むものとし、以下同様とする。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>一単元の株式の数となるべき数</u>の株式を売り渡す<u>べき旨</u>を請求することができる。</p> <p><u>第9条（基準日）</u><br/>本公司は、毎年三月三十一日の最終の株主名簿（株主名簿には実質株主名簿を含むものとし、以下同様とする。）に記載または記録された株主をもって、定期株主総会において、権利行使できる株主とみなす。<br/>本定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者をもって、その権利行使できる株主または、質権者とみなす。</p> | <p>② 本公司は、<u>第7条の規定に係らず単元未満株式に係る株券を発行しない</u>。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p><u>第10条（単元未満株式の買増し）</u><br/>本公司の単元未満株式を有する株主（株主には実質株主を含むものとし、以下同様とする。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数</u>の株式を売り渡すことを本公司に請求することができる。</p> |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (第16条へ移設)                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p><u>第11条（単元未満株式についての権利）</u><br/>本公司の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p>                                                                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第10条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限）</p> <p>本会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の<u>三分の一</u>以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本の国籍を有しない人</li> <li>2. 外国<u>又</u>は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</li> <li>3. 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</li> </ol> | <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>4. 前条に定める請求をする権利</u></p> <p>第12条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限）</p> <p>本会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の<u>3分の1</u>以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本の国籍を有しない人</li> <li>2. 外国<u>または</u>外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</li> <li>3. 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第11条（名義書換代理人）</u></p> <p>本会社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及び名義書換代理人の事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>本会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p><u>第13条（株主名簿管理人）</u></p> <p>本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>                                                                                                                                 |
| <p><u>第12条（株式取扱規則）</u></p> <p>本会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、質権の設定、移転、消滅その他変更の登録、信託の表示、変更又はその抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り及び買増し等に関する手続及び手数料</u>については取締役会の定める株式取扱規則による。</p>                                                                                                                                      | <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>第14条（株式取扱規則）</u></p> <p>本会社の<u>株式及び新株予約権に関する取扱い手続、手数料、ならびに株主の権利の行使方法</u>については、法令、もしくは本定款をもって定める場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> |
| <p><u>第13条（在外株主の住所の届出）</u></p> <p><u>外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は日本国内に仮住所を定めてこれを会社に届出なければならない。</u></p>                                                                                                                                                                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集）</p> <p>定時株主総会は毎年<u>四月一日</u>から<u>三ヶ月</u>以内に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。</p> <p>② 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地において招集することができる。</p> <p>（第9条より移設）</p> | <p>第3章 株主総会</p> <p>第15条（招集）</p> <p>定時株主総会は毎年<u>4月1日</u>から<u>3ヶ月</u>以内に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。</p> <p>（削除）</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第15条（議長）</p> <p>株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり取締役社長に事故あるときは取締役会の定める他の取締役がこれに当る。</p> <p>（新設）</p>                                                                           | <p>第16条（基準日）</p> <p>本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使できる株主とする。</p> <p>第17条（議長）</p> <p>株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める他の取締役がこれに当る。</p> <p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第16条（決議方法）</u></p> <p>株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席株主の議決権の過半数によって決定する。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総</u>株主の議決権の<u>三分の一</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の<u>三分の二</u>以上で行う。</p> | <p><u>第19条（決議方法）</u></p> <p>株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項</u>に定める特別決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の<u>三分の1</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の<u>三分の2</u>以上をもって行う。</p> |
| <p><u>第17条（議決権の代理行使）</u></p> <p>株主は本会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権行使することができる。この場合には代理権を証明する委任状を総会毎に本会社に提出しなければならない。</p>                                                            | <p><u>第20条（議決権の代理行使）</u></p> <p>株主は本会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>に委任してその議決権行使することができる。この場合には代理権を証明する書面を総会毎に本会社に提出しなければならない。</p>                                                                                              |
| <p><u>第18条（議事録）</u></p> <p>株主総会の議事の経過及びその結果は議事録に記載する。議事録は議長及び出席した取締役がこれに記名捺印して本会社に保存する。</p>                                                                                  | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                            |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第19条（定員）</u></p> <p>本会社の取締役は<u>四十</u>名以内とする。</p> <p><u>第20条（任期）</u></p> <p>取締役の任期は就任後一年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>                          | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第21条（定員）</u></p> <p>本会社の取締役は<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(第23条へ移設)</p>                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第21条（選任）</u></p> <p>取締役は株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任は<u>総</u>株主の議決権の<u>三分の二</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p><u>第22条（選任）</u></p> <p>取締役は株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任<u>決議</u>は<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>                                                                                  |
| <p>(第20条より移設)</p>                                                                                                                                      | <p>(第26条へ移設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p><u>第22条（取締役会規程）</u></p> <p><u>取締役会に関する事項は取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>                                                                                 | <p><u>第23条（取締役会の招集通知）</u></p> <p>取締役会の招集通知は会日より<u>三</u>日前に各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p>但し、取締役及び監査役全員の同意のある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                      |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                            | <p><u>第24条（取締役会の招集通知）</u></p> <p>取締役会の招集通知は会日より<u>3</u>日前に各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p>但し、<u>緊急</u>の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 前項に係らず、取締役及び監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。</p> <p><u>第25条（取締役会の決議方法）</u></p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                             | <p>② 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</p>                 |
| (第22条より移設)                                                                                                                                                                       | <p><u>第26条（取締役会規程）</u></p> <p>取締役会に関する事項は法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会で定める取締役会規程による。</p> |
| 第24条（役付取締役及び代表取締役）<br><br><u>取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各一名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</u><br><br><u>取締役会の決議により取締役のうちから代表取締役若干名を選任する。</u><br><br><u>代表取締役は各自会社を代表する。</u> | <p><u>第27条（代表取締役及び役付取締役）</u></p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。</p>                   |
| (新設)                                                                                                                                                                             | <p>② 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>          |
| (新設)                                                                                                                                                                             | <p><u>第28条（執行役員）</u></p> <p>本会社は取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</p>                           |
| 第25条（名誉会長、相談役及び顧問）<br><br><u>取締役会の決議により名誉会長、相談役及び顧問若干名を置くことができる。</u>                                                                                                             | <p><u>第29条（名誉会長、相談役、及び顧問）</u></p> <p>本会社は取締役会の決議により名誉会長、相談役、及び顧問を置くことができる。</p>         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第26条（取締役の責任免除）</u></p> <p>本会社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>② 本会社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>第27条（定員）</u></p> <p>本会社の監査役は<u>5名</u>以内とする。</p> <p><u>第28条（任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は就任後四年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p><u>第29条（選任）</u></p> <p>監査役は株主総会で選任する。</p> <p>監査役の選任は<u>総株主の議決権の三分の一</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>で決する</u>。</p> | <p><u>第30条（取締役の責任免除）</u></p> <p>本会社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>② 本会社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項</u>の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>第31条（定員）</u></p> <p>本会社の監査役は<u>5名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(第33条へ移設)</p> <p><u>第32条（選任）</u></p> <p>監査役は株主総会で選任する。</p> <p>監査役の選任<u>決議は、議決権を行使する</u>ことができる株主の議決権の<u>3分の1</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって行う</u>。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (第28条より移設)                                                                             | <p><u>第33条（任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> |
| (第28条より移設)                                                                             | (第35条へ移設)                                                                                                                                                           |
| <u>第30条（監査役会規程）</u>                                                                    | <u>第34条（監査役会の招集通知）</u>                                                                                                                                              |
| <u>監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。</u>                                                   | <u>監査役会の招集通知は会日より3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u>                                                                                                      |
| <u>第31条（監査役会の招集通知）</u>                                                                 | <u>② 前項に係らず、監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。</u>                                                                                                                |
| <u>監査役会の招集通知は会日より3日前に各監査役に対して発する。但し、監査役全員の同意のある場合はこの期間を短縮することができる。</u>                 | <u>第35条（監査役会規程）</u>                                                                                                                                                 |
| (新設)                                                                                   | <u>監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。</u>                                                                                                                                |
| (第30条より移設)                                                                             | <u>第36条（監査役の責任免除）</u>                                                                                                                                               |
| <u>第32条（監査役の責任免除）</u>                                                                  | <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u>                                                                              |
| <u>本会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u> | <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</u>                                                           |

| 現 行 定 款                                | 変 更 案                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                   | <p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> |
| (新設)                                   | <p><u>第37条 (選任)</u></p> <p>会計監査人は株主総会で選任する。</p> <p>会計監査人の選任決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>                                     |
| (新設)                                   | <p><u>第38条 (任期)</u></p> <p>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>                                                     |
| (新設)                                   | <p>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>                                                                               |
| 第6章 計 算                                | <p><u>第7章 計 算</u></p>                                                                                                                      |
| 第33条 (決算期)                             | <p><u>第39条 (事業年度)</u></p>                                                                                                                  |
| 本会社の <u>決算期</u> は毎年 <u>三月三十一日</u> とする。 | 本会社の <u>事業年度</u> は毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年間とする。                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第34条（利益配当）</p> <p>利益配当金は毎年<u>三月三十一日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に<u>配当する。</u></p> <p><u>但し、支払の提供をしてから満三年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>株主は配当金の利息を請求することはできない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>第40条（剰余金の配当）</p> <p>剰余金の配当は毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に<u>対して行う。</u></p>                              |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p>                                                                                                                                                                                              | <p>第41条（配当金の除斥期間等）</p> <p>配当財産が金銭である場合は、配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 株主は配当金の利息を請求することはできない。</p> |

### 第3号議案 取締役15名選任の件

取締役 中野雅男、浜田健一郎の両氏は平成18年3月31日をもって辞任し、現在の取締役13名はいずれも本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 1     | 大橋洋治<br>(昭和15年1月21日)  | 昭和39年4月 当社入社<br>平成4年3月 当社整備本部管理室長<br>平成5年6月 当社取締役<br>平成9年6月 当社常務取締役<br>平成11年6月 当社代表取締役副社長<br>平成13年4月 当社代表取締役社長 執行役員<br>平成14年4月 当社代表取締役社長<br>平成17年4月 当社代表取締役会長 取締役会議長<br>現在に至る<br>他の法人等の代表状況<br>(社)全日本航空事業連合会会長 | 117,335株   | なし          |
| 2     | 山元峯生<br>(昭和20年7月22日)  | 昭和45年4月 当社入社<br>平成11年4月 当社社長室長<br>平成11年6月 当社取締役<br>平成13年4月 当社常務取締役 執行役員<br>平成15年4月 当社代表取締役副社長 執行役員<br>平成17年4月 当社代表取締役社長 グループ経営戦略會議議長、総合安全推進委員会・リスクマネジメント委員会<br>総括<br>現在に至る<br>他の法人等の代表状況<br>定期航空協会会长           | 84,100株    | なし          |
| 3     | 戸矢博道<br>(昭和15年12月14日) | 昭和40年4月 運輸省入省<br>平成7年6月 運輸省官房長<br>平成8年6月 運輸省運輸審議官<br>平成12年6月 当社常務取締役<br>平成13年4月 当社常務取締役 執行役員<br>平成14年4月 当社専務取締役 執行役員<br>平成16年4月 当社代表取締役副社長 執行役員<br>平成18年4月 当社代表取締役副社長 執行役員<br>調査室・企画室・施設部担当<br>現在に至る           | 67,000株    | なし          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 4     | 大前傑<br>(昭和18年11月26日)  | 昭和42年4月 当社入社<br>平成7年6月 当社整備本部機体メンテナンスセンター副センター長<br>平成9年6月 全日空整備(㈱)常務取締役<br>平成11年6月 当社取締役<br>平成13年4月 当社常務取締役 執行役員<br>平成15年4月 当社専務取締役 執行役員<br>平成16年4月 当社代表取締役副社長 執行役員<br>平成18年4月 当社代表取締役副社長 執行役員<br>オペレーション部門統括、総合安全推進委員会委員長<br>現在に至る | 76,546株    | なし          |
| 5     | 北林克比古<br>(昭和21年4月16日) | 昭和45年4月 当社入社<br>平成11年6月 当社マーケティング室長兼国際マーケティング部長<br>平成13年4月 当社執行役員 マーケティング室長<br>平成13年6月 当社取締役 執行役員<br>平成15年4月 当社常務取締役 執行役員<br>平成18年4月 当社専務取締役 執行役員 国際業務室・アライアンス室・IT推進室担当、IT戦略推進委員会委員長<br>現在に至る                                       | 36,000株    | なし          |
| 6     | 久保小七郎<br>(昭和20年1月8日)  | 昭和45年4月 当社入社<br>平成11年4月 当社財務部長<br>平成13年4月 ㈱エアージャパン代表取締役社長<br>平成15年4月 当社執行役員 総務部・法務部・広報室・ビジネスサポート推進部担当<br>平成15年6月 当社取締役 執行役員<br>平成16年4月 当社常務取締役 執行役員<br>平成18年4月 当社専務取締役 執行役員 秘書室・人事部・労働部・ビジネスサポート推進部担当<br>現在に至る                      | 29,000株    | なし          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 7     | 伊東信一郎<br>(昭和25年12月25日) | <p>昭和49年4月 当社入社</p> <p>平成13年4月 当社人事部長</p> <p>平成15年4月 当社執行役員 営業推進本部 副本部長兼マーケティング室長</p> <p>平成15年6月 当社取締役 執行役員</p> <p>平成16年4月 当社常務取締役 執行役員</p> <p>平成18年4月 当社専務取締役 執行役員 C S 推進会議議長、C S 推進室担当、営業推進本部長<br/>現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況<br/>熊本空港給油施設㈱代表取締役会長</p>                                                                                                                                                   | 23,335株    | なし          |
| 8     | 長瀬眞<br>(昭和25年3月13日)    | <p>昭和47年4月 当社入社</p> <p>平成12年10月 当社東日本販売カンパニー第一法人販売部長</p> <p>平成13年4月 当社執行役員 秘書室長</p> <p>平成15年4月 当社常務執行役員 東京支店長 東地区担当</p> <p>平成16年4月 当社上席執行役員 営業推進本部副本部長</p> <p>平成16年6月 当社取締役 執行役員</p> <p>平成17年4月 当社常務取締役 執行役員</p> <p>平成18年4月 当社常務取締役 執行役員 C S R 推進委員会委員長、地球環境委員会委員長、リスクマネジメント委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長、広報室・総務部・法務部・環境・社会貢献部担当<br/>現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況<br/>WINGSPAN INSURANCE (GUERNSEY) LTD. 代表取締役社長</p> | 35,000株    | なし          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 9     | 森本光雄<br>(昭和22年6月24日)  | <p>昭和41年4月 当社入社</p> <p>平成15年7月 当社運航本部検査室長</p> <p>平成16年4月 当社執行役員 運航本部副本部長<br/>兼オペレーション統括本部副本部長</p> <p>平成17年4月 当社上席執行役員 運航本部長</p> <p>平成17年6月 当社常務取締役 執行役員 運航本部長<br/>現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況<br/>International Flight Training Academy, Inc.<br/>代表取締役社長</p>                                                                                                                                                               | 13,105株    | なし          |
| 10    | 日出間公敬<br>(昭和24年3月4日)  | <p>昭和48年7月 当社入社</p> <p>平成14年4月 当社調達部長</p> <p>平成15年4月 当社執行役員 財務部長</p> <p>平成16年4月 当社執行役員 財務部・IR推進室・調達部担当</p> <p>平成16年6月 当社取締役 執行役員</p> <p>平成18年4月 当社常務取締役 執行役員 IR推進室・関連事業室・財務部・調達部担当<br/>現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況<br/>鹿児島空港給油施設㈱代表取締役会長<br/>長崎空港給油施設㈱代表取締役会長<br/>㈱エーエヌエー・プロパティ・マネジメント代表取締役社長<br/>㈱ANAホテルズ&amp;リゾーツ代表取締役社長<br/>㈱ANAホテルマネジメント代表取締役社長<br/>ANA SUB ONE CO., LTD. 代表取締役社長<br/>ANA SUB TWO CO., LTD. 代表取締役社長</p> | 21,000株    | なし          |
| 11    | 岡田圭介<br>(昭和26年10月24日) | <p>昭和49年4月 当社入社</p> <p>平成13年4月 当社整備本部品計画部長</p> <p>平成15年4月 当社執行役員 企画室副室長</p> <p>平成16年4月 当社執行役員 企画室長、貨物郵便本部担当</p> <p>平成16年6月 当社取締役 執行役員</p> <p>平成18年4月 当社常務取締役 執行役員 企画室長<br/>現在に至る</p>                                                                                                                                                                                                                                    | 23,631株    | なし          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 12    | 野本明典<br>(昭和26年1月17日) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成11年6月 当社販売本部販売推進室ディーリング部長<br>平成13年4月 当社執行役員 マーケティング室副室長兼レベニューマネージメント部長<br>平成14年1月 当社執行役員 西日本販売カンパニー長、西地区担当<br>平成16年4月 当社上席執行役員 東京支店長、東地区担当<br>平成17年6月 当社取締役 執行役員<br>平成18年4月 当社取締役 執行役員 貨物本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                          | 17,000株    | なし          |
| 13    | 伊藤博行<br>(昭和25年8月24日) | 昭和49年4月 当社入社<br>平成13年4月 当社整備本部機体計画部長<br>平成15年4月 当社執行役員 整備本部副本部長<br>平成18年4月 当社上席執行役員 整備本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                                               | 9,000株     | なし          |
| 14    | 木村操<br>(昭和12年9月7日)   | 平成5年6月 名古屋鉄道㈱常務取締役<br>平成9年6月 名古屋鉄道㈱専務取締役<br>平成11年6月 名古屋鉄道㈱代表取締役社長<br>平成16年6月 当社取締役<br>現在に至る<br>平成17年10月 名古屋鉄道㈱代表取締役会長<br>現在に至る<br>他の法人等の代表状況<br>名鉄産業㈱代表取締役会長<br>名鉄不動産㈱代表取締役会長<br>桃花台新交通㈱代表取締役副社長<br>㈱伊良湖シーサイドゴルフ俱楽部代表取締役会長<br>名鉄バス㈱代表取締役会長<br>中部エイチ・エス・エス・ティ開発㈱代表取締役会長<br>㈱名鉄インプレス代表取締役会長<br>㈱名鉄マネジメントサービス代表取締役会長<br>㈱名鉄プロパティ代表取締役会長<br>㈲愛知県法人会連合会会長<br>㈲愛知県バス協会会长<br>㈲愛知県観光協会会长 | 0株         | 後記欄外注記参照    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                               | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 15    | 森 詳介<br>(昭和15年8月6日) | 平成11年6月 関西電力㈱常務取締役<br>平成13年6月 関西電力㈱代表取締役副社長<br>平成17年6月 関西電力㈱代表取締役社長<br>現在に至る | 0株         | 後記欄外注記参照    |

(注1) 木村 操、森 詳介の両氏は、社外取締役候補者であります。

(注2) 取締役候補者 木村 操氏は、名古屋鉄道㈱の代表取締役会長であり、当社と同社との間には航空券販売および空港業務等の受委託に関する取引があります。

以上

## 【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)  
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

なお、議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417 (24時間受付)

<住所変更等用紙の請求> ☎ 0120-175-417 (24時間受付)

<その他の照会> ☎ 0120-176-417 (平日9:00~17:00)

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂く事ができます。

[メモ]

[メモ]

## 株主総会 会場ご案内図

《会 場》 東京都港区赤坂一丁目12番33号  
東京全日空ホテル地下1階 プロミネンス



### 《最寄駅》

- ①都営バス  
(都01)渋谷駅～新橋駅  
赤坂アークヒルズ下車  
徒歩1分。



### ②溜池山王駅

(地下鉄南北線・銀座線)  
銀座線改札口から  
13番出口まで徒歩約4分。  
南北線改札口から  
13番出口まで徒歩約6分。  
13番出口より徒歩約1分。

### ③六本木一丁目駅

(地下鉄南北線)  
改札口から  
3番出口まで徒歩約3分。  
3番出口より、アークヒルズ  
方面へ徒歩約2分。